

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所1号機及び2号機並びに玄海原子力発電所3号機及び4号機設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【4】

2. 日時：令和4年7月13日（水） 15時32分～17時21分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長※、山下係長※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事G グループ長※ 他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】
- ・玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【火災感知器追設工事】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから九州電力の川内原子力発電所 12 号と玄海原子力発電所 34 号の設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	よろしくお願いします。
0:00:16	では、提出された資料に基づいて、
0:00:20	こちらの方から事実確認を進めていきたいと思いますが規制庁側から何かありますでしょうか。
0:00:27	はい。
0:00:28	規制庁大塚です。私から何点か確認させていただきます。
0:00:33	まずう基本設計方針のところなんですけども、まず本審査ではですね、基本設計方針から、
0:00:41	確認させて、
0:00:43	確認しようと思っているところなんですけども、まず、火災感知の選定から設置までの全体の設計の流れについて、
0:00:53	フロー図等、
0:00:55	を作成していただいて、それに基づいてまず説明をして、
0:01:00	もらいたいなと思って、
0:01:02	次回のヒアリングまでに、
0:01:04	フロー図等作成して、説明してください。
0:01:09	フロー図等の作成の観点なんですけども、まず、火災感知器の感知方式ですね、煙熱炎。
0:01:20	等の感知方式と、あと、その種類を網羅的に表等に、
0:01:25	上げてもらった上で、
0:01:27	次の五つの観点、
0:01:30	について、作成をお願いします。
0:01:34	で、五つの観点なんですけども、まず一つ目に、
0:01:38	熱感知器、煙感知器、炎感知器の三つの感知方式から、二つの感知方式の組み合わせをどのように決めるのか。
0:01:49	二つ目の観点なんですけども、感知器を選定する際に、基本の 3 種類、アナログ式の熱感知器、アナログ式の煙感知器、
0:02:00	アナログ式でない炎感知器と、
0:02:02	光ファイバー等の基本以外の感知器と、
0:02:07	では、基本の感知器を優先して採用する方針なのかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	次に三つ目の観点。
0:02:15	感知器を選定する際に、誤作動防止の観点で、アナログ式と非アナログ式では、
0:02:22	アナログ式を優先して採用する方針なのか。
0:02:28	四つ目の観点、感知器を選定する際に、検定品と同等品では、検定品を優先して採用する方針なのか。
0:02:40	五つ目の観点、基本設計方針の括弧Bの
0:02:45	火災感知器の設置方法において、
0:02:48	環境条件等に該当するのを確認する過程で、
0:02:52	消防法施行規則の規定を理由にしている。
0:02:57	2 ポツから 8 ポツの条件と、
0:03:00	消防法施行規則の規定に関係しない、2 ポツの、
0:03:05	条件で確認する優先順位は、
0:03:08	同じなのかどうか。
0:03:11	という五つの観点で、フローを作成して説明してください。
0:03:16	で、特に消防法施行規則通りに感知できない。
0:03:21	ものについては、理由をですね明確に示していただいて、
0:03:25	どういう理由で別の手段を使うのか、明確にわかるように説明してください。
0:03:47	九州電力後藤でございます。大塚様ありがとうございます。こちらから発言よろしいでしょうか。
0:03:53	規制庁大塚です。はい。大丈夫ですお願いします。
0:03:57	九州電力後藤です。統一の観点、設計の流れについてフロー図をお示しした上で、感知方式、種類について表にまとめさせていただこうと思います。で、
0:04:10	表をまとめるにあたって五つの観点を踏まえて、作成いたします。一つ目の間、ちょっと認識を合わせさせていただきたいので、
0:04:22	こちらの認識が間違っていれば、ご指摘いただけたらと思います。まず一つ目の観点については、熱、煙法の
0:04:31	のうち、二つの感知器を選定する際にどのような考えを持って組み合わせを選定するのかが一つ目で、二つ目は、アナログ式の煙熱、もしくは非アナログ式の方のと、
0:04:46	それと別に光ファイバーケーブルであったりってところの感知器がある中で、アナログ式の煙熱や非アナログ式の炎というのを基本的に優先するものなのかどうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	次の三つ目が、誤作動防止の観点においてもアナログ式の煙熱や非アナログ式の炎感知器というものを、優先的に選定するのかどうか。
0:05:10	あと、四つ目の観点として、検定品よりも、検定品等江藤検定品でないもの等と比較した際に、検定品を優先する、して設置する考え方なのかどうか。
0:05:23	こちら四つ四つめの観点までは、一応こちらの認識以上の通りとなっております。ここで、認識に誤り等ないでしょうか。
0:05:34	規制庁大塚です。四つ目までは、こちらの、こちらで説明した通りです。
0:05:40	ありがとうございます。九州電力五島です。あと、すいません、五つ目の観点がすいません時間している中で少し頭の整理ができなかったもので、もう一度
0:05:51	お伝えいただいてもよろしいでしょうか。
0:05:57	基本設計方針の
0:06:01	括弧Bの火災感知器の設置方法という項目の中で、
0:06:07	環境条件等に該当するのかわかり、確認する過程で、
0:06:14	消防法施行規則の時規定を、まず理由にしている。
0:06:20	イからハの条件と、
0:06:23	この色は人へ。
0:06:26	イからハですけども、障防法、
0:06:29	施行規則の規定に関係がない。
0:06:32	とに、
0:06:33	2 ポツの条件に、
0:06:36	ついて、
0:06:37	確認する優先順位は、
0:06:40	イからニまでは、
0:06:42	同じなのかどうかという観点です。
0:06:48	九州電力五藤です。基本設計方針の中で建屋内における火災感知器の設計を示しているから2、
0:06:58	の中で、からの放水、環境条件の考え方の店頭型2の環境条件の考え方について、優先順位があるのか、もしくは同等なのかというところの考え方についてお示しすること、了解いたしました。
0:07:13	ありがとうございます。
0:07:16	大塚様からおっしゃっていただいた点、江藤以上より、理解いたしましたので次回ヒアリングまでにご準備いたします。
0:07:23	以上です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:25	規制庁大塚です。
0:07:27	はい。
0:07:27	では次回までに準備の方をお願いします。
0:07:30	はい。
0:07:31	基本設計方針については本日は以上で、
0:07:35	津ギイの確認なんですけど、
0:07:39	現状の手法で、十分な保安水準と書かれているところについてなんですけども、
0:07:47	十分な保安水準、
0:07:49	の記載については、
0:07:51	必要な機能が火災により損なわれることを防ぐためという記載があるんですが、
0:08:03	防ぐためというより、
0:08:06	もうこちら考えてるのは、基準に照らして十分に漏れなく確実に感知することが必要だと。
0:08:13	考えてるんですけども、九州電力としては、
0:08:18	どのようなお考えでしょうか。
0:08:23	その漏れなく確実にっていうところについて、こちらと同じ認識なのか、それとも別の考えがあるのか、ご説明を。
0:08:31	お願いします。
0:08:34	九州電力の後藤でございます衛藤。
0:08:37	火災によって損なわれることを防ぐために、火災を感知するというふうに当社書いておましてこの火災の感知については、そういうその発生する火災について漏れなく確実に感知っていうところについては同じ認識を持っております。
0:08:52	以上です。
0:08:57	規制庁大塚です。承知しました。そうしますとその漏れなく確実にというところが重要だとこちら考えてますので、
0:09:05	九州電力として、
0:09:08	その辺の意味合いをですね、定義の中に入れるかどうか、ちょっと社内で検討していただいてもよろしいでしょうか。
0:09:16	九州電力の後藤です。漏れなく確実に感知という言葉観点について
0:09:23	定義に入れるか入れるかどうか、社内で検討して、またご回答させていただきます。
0:09:28	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:32	はい。規制庁の西内ですけど。衛藤。
0:09:35	今の点は、ちょっともう少し掘り下げて話したいんですけど、今結局
0:09:43	必要な機能が火災により損なわれることを防ぐために必要な感知って というような文脈になってるじゃないですか。
0:09:49	そうすると、あたかも感知することで、布施様は防護できる。
0:09:56	感知＝防護だっという印象を受けてしまうんですけど、まずそういう認 識ではないですよ。
0:10:03	感知をして、
0:10:04	消化をして、
0:10:06	その上での系統必要に応じて系統分離もってという部分相まって、防護で きるって理解をしてるんですけど、同じ理解でよかったですかねそ こ。
0:10:16	九州電力の後藤です。5人、当社としても同じ認識を持っておりまし てか、感知だけで、防げるものではないと思ってまして、消火等も含めて、 達成できるものだと認識しております。
0:10:29	以上です。はい。規制庁西内です。ありがとうございますそうした時に、 今多分この十分な保安水準って、11条全体に照らして使おうとしている から、この
0:10:42	火災により損なわれることを防ぐために、
0:10:44	ていう多分顧問が来てると思うんですけど、そうした場合に、じゃあ感じ としてはどういう水準でやろうとしてるんだっけっていうSSが何か明確に 読めないんですよ。
0:10:55	で、まず今話をしてるようなまさに換地設計どうするかっていう話がまず あると思っているので、まずその水準として、先ほど大塚が言ったよう な漏れなく確実についていう趣旨があるのであればまずそこが出てくるべ きですよ。
0:11:08	その上で
0:11:10	まさに11条全体としての適合性を謳うのであれば、その漏れなく確 実に感知をした結果、消火設備とか、場合によっては系統分離対策っ ていうのもあいまって、
0:11:23	保安水準として火災により防護できるっていうことが達成できるんです。
0:11:28	ていう構成なのかなと理解してるんですけど、そこら辺の構成がちょっと いまいち読みづらいってことかなと思うんですけど、同じ認識ですか ね。同じ認識であればそういうのがわかるように、一度社内で検討いた だければと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:42	等々シャーで基本設計方針等十分な保安水準を定義しているところで火災感知器の設計におけるということで、定義しておりますが、
0:11:54	確かにこの計器の中においてはその感知のことに言っているというのは、少しわかりづらく漏れなく確実に感知しているところが見えなくなってしまっておりますので、そういった保安水準としてはまず漏れなく確実に感知、
0:12:08	して、かつ、消火設備だったり系統分離も相まってそれが達成されるものだっていうことがわかるように、
0:12:15	考えを整理した上で、また今後、ご回答させていただきたいと思います。
0:12:20	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひしますで今いろいろ自分の理解として今申し上げましたけど、
0:12:28	そこら辺の用語は九州電力の用語で、しっかりまだ説明をいただければと思うので相まってっていう表現がちょっと今僕が今、
0:12:37	口頭でお伝えしただけなんですけど、それが正しいの表現なのかどうかも含めてしっかり検討いただいて起こしてもらえればと思いますよろしくお願ひします。一度オオツカに戻します。
0:12:49	規制庁大塚です。
0:12:51	都築もう一つ保安水準関係の確認なんですけども、
0:12:56	十分な保安水準を確保した設計として、今回、
0:13:02	九州電力の方では、火災感知器を設置しないエリアというカテゴリーを入れてると思うんですけども、
0:13:10	そのカテゴリーを適用することから、
0:13:15	十分な保安水準の定義に書いていただいている葛西の、
0:13:21	感知という表現のところをですね、
0:13:25	がちょっと違和感。
0:13:27	があるなっていうふうに感じているんですけども。
0:13:31	九州電力としてはいかがでしょうか。
0:13:37	九州電力の後藤でございます。
0:13:40	定義において火災の感知というふうに、
0:13:44	記載しておりますが、一方でその一方でという言い方ちょっとあれですけども、火災感知器を設置しないエリアについても、十分な保安水準を確保した設計の一つの分類として入れておりますで、
0:13:57	こちらのエリアに関しましてはそもそも火災の発生する恐れがないというふうなことで考えてございまして、そういった意味で言いますと、火災

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を感知する必要すらないというところをもって設置しない設計としております。阿部衛藤。
0:14:14	とらえ方によっては火災の感知というふうに書いている一方で火災感知器設置しないのかっていうふうにとらえられることも、あと、今そういったふうに誤解を与えてしまっているところ。
0:14:26	なのかなと思うんですけども、井関の意図としては、今ご説明したようなものになります。
0:14:32	以上です。
0:14:52	規制庁オオツカで承知しました。
0:14:54	ここについてはちょっと一旦保留で、火災感知器の設置の李
0:15:01	の確認の際に、もう一度確認したいと思います。
0:15:08	あと、すいません。保安水準。
0:15:11	関係のところでちょっと1点。
0:15:15	コメントなんですけども、
0:15:17	今、九州電力の方でも、
0:15:21	保安水準という言葉です、
0:15:24	申請書とか審査資料の方で、
0:15:27	使っているんですけど、保安水準っていうのは一応、
0:15:31	規制側が技術基準と照らして十分な水準が確保されているかどうかを判断する際に使う。
0:15:38	実バーでして、規制側の使う保安水準と、
0:15:44	その混同しないようにですね、ちょっと、
0:15:47	事業者が考える、その水準に関しては、別の言葉に置き換えていただきたいんですけども。
0:15:54	よろしいでしょうか。
0:15:56	九州電力の五島です。了解いたしました。保安水準という言葉についてNRA殿が使われる言葉と混同されないように、事業者として使う言葉を今後、
0:16:10	検討して使用するようにいたします。
0:16:13	以上です。
0:16:16	規制庁大塚です。はい。続きまして、次の確認になります。火災感知器を設置しないエリアについての確認です。
0:16:29	あと、使用済み樹脂貯蔵タンク室についてなんですけども、
0:16:34	タンク内部の粒子が、水につかっていることや可燃物の持ち込み制限をする。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:16:41	していることを、
0:16:46	などで、火災感知器を設置しない設計としてますけども、
0:16:51	同じく
0:16:54	水につかっているとかも、可燃物持ち込みを制限しているところという と、脱塩塔エリアが、
0:17:01	で、こちらについては、隣接エリアで、
0:17:05	隣接エリアに火災感知器を設置して、感知を行うということがあるんで すけども、
0:17:12	脱塩とエリア等、使用済み樹脂貯蔵タンク室Ⅱ、
0:17:16	能を設置する設置しないの考え方の違いについて、九州電力としてどう 考えているのか、説明してください。
0:17:26	九州電力の後藤です。衛藤脱塩とエリアに関しましても、大塚様のご認 識の通り、かなり可燃物のかなり極端に少ないエリアとなっております で、
0:17:38	火災の発生するトレイトは、おそらく極めて低いとは考えてはいる、おり ますが、当該エリアについてⅡ照明ですね照明を切ったりっていう対応 をしておらず、照明に関してはやっぱり残ったままになっておりますの で、
0:17:54	そういった意味ではやはり、脱塩塔エリアについては完全に火災が発 生しないっていうことは、少し言いがたいというところで、今回、感知器 の設計を設置しております。
0:18:04	投資済み樹脂貯蔵タンク室との違いについては、以上の点になるかと 考えております。以上です。
0:18:17	規制庁大塚です。少々お待ちください。
0:18:28	あ、規制庁大塚です。すいません、もう一度確認なんですけど、
0:18:31	脱塩塔エリアについては、
0:18:35	照明がつくこともあるんでしょうか。
0:18:42	九州電力の後藤でございます。今、あと、私の方で発言させていただ いたのは諸証明をつけることが可能という意味合いで、先ほど発言させ ていただいたんですけれども、
0:18:55	実際にその発電所のプラントを運用する中で、つけたり消したりして いるかっていうところは少し確認させていただいてからお答えをしたいん ですけれども。
0:19:07	よろしいでしょうか。
0:19:30	すいません九州電力の冒頭でございますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	一応今運用の中でつけるつけないっていうのはご確認をいたしますが現在そのSR足を積み住所のタンクと脱塩塔エリアで切り分けているのは、
0:19:44	設備として設計として、現在
0:19:48	照明の入り切りができる設計なのかどうかというところで、切り分けを行っておりますすみません補足でした。以上です。
0:19:57	規制庁大塚です。
0:19:59	脱塩塔エリアについては照明か。
0:20:04	受けてるんですけど、通電していて、
0:20:07	使用済み樹脂貯蔵タンク室については、
0:20:12	照明設備には通電してない。
0:20:14	つまりつけることができないようになってるということによろしかったですか。
0:20:19	九州電力の後藤ですご認識の通りでございます。以上です。
0:20:32	規制庁オオツカです。少々お待ちください。
0:20:42	あ、規制庁大塚です。お待たせしました。
0:20:45	すみません。まず、使用済み樹脂貯蔵タンクしII
0:20:51	どういう状態にあるのか、説明してください、どういうものが置いてあって、
0:20:57	置いてある、タンクが置いてあると思うんですけど、
0:21:01	タンクの中に水に浸かった、樹脂が入ってると思うんですが、それに、
0:21:05	は守るべき。
0:21:07	ものなのか。
0:21:09	どうかというところも含めて説明してください。
0:21:17	少々お待ちください。
0:21:33	九州電力の後藤です。使用済み樹脂貯蔵タンクに関しまして先ほど大塚さんがおっしゃられました通り、樹脂を内包しておりまして水に浸かった状態です。で、
0:21:45	守る火災防護上その守った状態です。ともかく対策を行うものとして考えているのはそういった樹脂であったり、見つけつけてる水とかではなく、
0:21:55	放射性物質を貯蔵するためのこの使用済み樹脂のタンクというタンクそのものが、火災防護を行う対象として
0:22:05	選定しております。以上になります。
0:22:29	規制庁大塚です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:33	守るべきタンクに、
0:22:35	ついては、火災が起きたと仮定しても、
0:22:38	損傷等することはないというお考えでしょうか。
0:22:47	九州電力の小宮です。使用済み樹脂貯蔵タンクにつきましては、金属製の受信になっておりますので、火災が発生しても影響を受けないと考えております。以上です。
0:23:08	規制庁大塚です。先ほど影響ないとおっしゃったのは、タンクで消火重視でしょうか。もう一度ご説明をお願いします。
0:23:19	九州電力の小宮です。一部言葉足らずで申し訳ございませんでした。
0:23:25	先ほどご説明しましたのは、万が一使用済み樹脂貯蔵タンクエリアで火災が発生した場合でも、タンク自体は金属製でできておりますので、
0:23:35	河川への影響を受けないものと考えております。以上です。
0:23:58	規制庁大塚です。少々お待ちください。
0:24:04	規制庁大塚です。
0:24:06	あ、すいません脱塩等については、守るべきものは何なんでしょうか、ご説明をお願いします。
0:24:18	九州電力の小宮です。今回、高放射線エリアとして設定している脱塩塔につきましては、
0:24:26	放射性物質貯蔵等の機器等として、守るべきものは設置されていないエリアになります。
0:24:34	以上です。
0:24:49	規制庁大塚です。少々お待ちください。
0:24:54	規制庁大塚です。
0:24:56	脱塩塔エリアには、守るべきものがないということなんですけども、
0:25:01	使用済み樹脂貯蔵タンク室は、タンクを守るということで、
0:25:07	江田前とエリアとの、
0:25:10	違いは何なのかという。
0:25:13	ところを説明してください。特に脱塩と、今回上がっていない別の脱塩塔とかフィルターっていうのは、守るべき。
0:25:23	ものに
0:25:25	コウニントウの審査で、
0:25:28	示されていたと思うんですが、そういった脱塩塔やフィルターと、今回、
0:25:34	上がっている脱塩塔やフィルターと何が違うのか、ご説明ください。
0:25:47	九州電力小宮です。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:24	九州電力の後藤でございます。衛藤先ほど大塚様がおっしゃられた通り脱塩塔、種類によっては守るべきものに上げているものと上げてないものがございます。その選定、火災防護を行う。
0:26:38	放射性物質の貯蔵閉じ込めの機器として選定するものしないものって いうところの選定の考え方について、ちょっと少し整理した上でまた後 日、ご説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:26:59	規制庁大塚です。承知しました。では後日、
0:27:02	ヒアリングの方で確認します。
0:27:05	あわせてなんですけども、
0:27:08	そういった
0:27:11	脱塩塔とかフィルターが火災防護上重要な機器に含まれるのか。
0:27:16	また安全重要度分類で、どの分類に、
0:27:20	分類されるのか、それぞれについて、あわせて、
0:27:25	示してください
0:27:33	九州電力小宮です
0:27:37	放射性物質の貯蔵等の機器等の選定についての整理については了解 いたしました。次回ヒアリングで示させていただきたいと思っております。 以上です。
0:27:49	規制庁大塚です。続いて火災感知器を設置しないエリア。
0:27:54	についての確認になります。使用済み燃料ピットエリアについてなん ですけども、
0:28:00	こちら火災感知器を設置しないとしている場所、
0:28:04	ですが、
0:28:09	外の部分ですね通路等、
0:28:11	の部分については、どのとどの程度その同じ感知区域に含まれるの か。
0:28:17	説明をお願いします。
0:28:24	区域については換地区域になります。
0:28:33	九州電力の後藤です。少々お待ちください。
0:29:16	九州電力の後藤です。あと、今ご質問のあった江藤内海燃料ピットとそ の周辺の換地区域の切り、境界に関しましては、
0:29:29	ピットのピットとその周辺、
0:29:32	尾上常盤と申しますか、ピットの一番端が感知区域の境界になるものと 認識しております。以上です。
0:29:43	規制庁、大塚です。つまり、水が張ってある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:49	範囲が、菅知久駅になっていて、
0:29:52	通路等の水がないところは、区域に含まれないということによろしかったでしょうか。
0:30:04	九州電力の後藤です。今大塚様がおっしゃっていただいたのは
0:30:10	火災感知キー河西香月を設置しないエリアと当社が言っている範囲については、使用済み燃料ピットで水が離れているエリアだけという認識でよいかというふうなご質問かと認識しました。衛藤。
0:30:25	そのご認識の通りでございます。以上です。
0:30:29	規制庁大塚です。承知しました。
0:30:31	その間、
0:30:34	換地区域の範囲なんですけども、ずっかなんかでちょっとわかるように審査資料の方に追加していただいてもよろしいでしょうか。
0:30:43	九州電力の五島です。図、図にて感知区域の範囲について示すこと了解いたしました。以上です。
0:30:55	規制庁大塚です。
0:30:57	続きまして、別の確認に移りたいと思います。
0:31:04	ちょっと先ほどの確認と重なるところあるんですけども、雑然等における放射性物質の漏えいについて確認します。
0:31:12	各種脱塩塔エリアについて、
0:31:16	先ほど、次回までに確認するという、
0:31:19	確認していただくことにもよるんですけども、タンクから放射性物質が流出した場合に、
0:31:27	工認の添付資料を見ると、
0:31:31	一部脱塩等について放射性物質が流出しても、
0:31:34	可燃物とはならず、床ドレンに回収されることが記載されています。
0:31:41	そのことについて、もし、まずそ
0:31:47	今回上がってる育つ円等についても、
0:31:51	可燃物とならずに、
0:31:53	流出したものは、床ドレンに回収される設計となっているのでしょうか。
0:31:59	まずその部分についてご説明お願いします。
0:32:13	九州電力の後藤でございます。大塚様、申し訳ありません今し方おっしゃっていただきましたそのタンクからの放射性物質が可燃物とならずに床ドレンに回収されるというふうな、
0:32:25	県なんですけれどもこちらは今回の補正させていただいた説明資料の中の話と認識してよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:35	規制庁大塚です。今回の提出していただいた資料ではなくて、工認の添付資料の中に、
0:32:43	一部の脱塩等についてはそういった記載があったので、
0:32:46	今回
0:32:49	資料の中で上がっている脱塩塔エリアについても同じような設計になっているのかどうかという確認です。
0:32:59	九州電力の後藤でございます。ここ2の添付資料というと
0:33:06	新規制対応の際に、当社から訂正させていただいている添付資料でよろしかったでしょうか。
0:33:18	規制庁大塚です。
0:33:19	おっしゃる通り新基準対応のときの添付資料になります。
0:33:33	九州電力の後藤でございます。おっしゃっていただきました設計が適用されるものと今認識してはしておりますが、詳細ちょっと申請のコウニントウあと設計資料等を確認させていただいた上で、
0:33:48	改めてご説明させていただきたいと思います。
0:33:51	以上です。
0:33:55	規制庁、大塚です。承知しました。で、同じような設計になっているということであれば、
0:34:02	床ドレンの先の液体を回収するエリアが、
0:34:06	脱塩とエリアとは別のエリアなのか。
0:34:09	また、液体を回収した先で、放射性物質は適切に処理されてから廃棄されるのかということもあわせて説明してください。
0:34:26	九州電力の小宮です。
0:34:29	液体廃棄物系、液体廃棄物が漏えいした場合の系統につきまして、詳細は次回の説明時に、資料とあわせて説明させていただきますが、
0:34:40	ご認識の通り、床ドレン系等で回収されまして、回収された後は、一時的に貯蔵タンクのようなところに入りますが、その後は、処理装置を通して適切に処理されると。
0:34:52	というような処理系統になっております。以上です。
0:34:59	規制庁オオツカです。承知しました。
0:35:01	一応審査資料の方にも、
0:35:04	追記してください。
0:35:06	続いての質問です。
0:35:10	後に多様な話にはなるんですけども、各種脱塩とエリアについて、そのタンクから放射性物質が流出した場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:18	排気ダクトを通してそのエリアの外に、
0:35:22	放射性物質が放出されることがあるのかどうか。
0:35:27	また、エリア外に放出されることがあるなら、放射性物質が適切に処理されてから廃棄されるのかという、
0:35:33	ところで、
0:35:34	タンクが一壊れて
0:35:38	水が漏れたときに、
0:35:40	北井が聞かして、北井として廃棄される場合もあわせて、
0:35:46	説明してください。
0:35:49	九州電力の小宮です。脱塩とエリアにつきましてはご認識の通り、換気空調設備で換気しておりますので、
0:35:57	液体廃棄物が漏れ出した場合においても、
0:36:00	換気系統に流れ込む可能性はございますが、換気系と簡易空調系統につきましては、プロセスモニターと言って、放射性物質を監視しているモニター設備を設置しておりますので、
0:36:13	そこ数値を確認することで、既適切に監視して、数値が上昇した場合には、社内の規定に基づいて適切な処置を実施するという事になってございます。以上です。
0:36:33	規制庁大塚です。承知しました。
0:36:35	へえ。
0:36:37	そのプロセスモニターで数値があったときに、それが適切な措置が何なのかということも、
0:36:43	含めて具体的に審査書の方に、
0:36:47	記載して提出してください。
0:36:54	九州電力の後藤です。了解いたしましたあ、すいません。ところこういった詳細の件につきましては、河西の添付資料に記載するイメージで今お話をお伺いしてたんですけども、
0:37:07	添付資料で消化ほそくの方がよろしいでしょう。何か衛藤間と当社が決めることかもしれませんが、もしイメージ等ございましたら、
0:37:19	お聞かせいただけたら幸いです。
0:37:21	規制庁大塚です。こちらのイメージとしては補足説明資料に追記する形になります。
0:37:27	京成電力の後藤です。当社でも、どちらに記載すべきか検討した上で記載先、決めたいと思いますありがとうございます。以上です。
0:37:46	規制庁大塚です。私からの確認は以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	規制庁西内です少々お待ちください。
0:38:02	規制庁大塚です。お待たせしました。
0:38:06	先ほど私から確認した、使用済み樹脂貯蔵タンク室と脱塩塔エリアの話なんですけども、
0:38:15	まず、使用済み樹脂貯蔵タンク室について、
0:38:21	は
0:38:24	署名。
0:38:25	について通電していないという話があって脱塩とエリアについては、通電している。
0:38:32	ということで証明つけられる設計になっているという、
0:38:37	ご説明があって、そこが感知器を設置するかどうかの違いになっているという。
0:38:43	話があったんですけども、
0:38:47	その設計の違い。
0:38:50	ついて感知器を設置するのかどうか。
0:38:53	判断するっていうのはちょっと、
0:38:55	今までの先行プラントの、
0:39:00	審査状況を見てもそうではないかなと思ってまして。
0:39:04	照明が通電してるかどうかじゃなくて、
0:39:08	守るべき設備が、
0:39:10	火災が起きても損傷としないかどうか。
0:39:15	で、感知器を設置するかどうか考えるべきだと考えています。
0:39:24	先行の審査でもそういった話になっているかと思いますが、
0:39:29	それを含めて
0:39:32	九州電力としてどう考えますでしょうか。
0:39:38	九州電力の後藤です。江藤センコーの大井さん郷さんの審査の中では、その火災が発生しないところについて、
0:39:49	火災、事業者が火災発生する恐れがないっていうところに関して、火災感知器を設置するしないっていう議論っていうのは、なかったのではないかなとは思ってまして等々シャーで新たに議論させていただく、ご確認いただく。
0:40:06	設計の範疇かなというふうに思っております。
0:40:11	以上です。
0:40:16	イトウ規制庁西内ですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:20	多分先行プラントの一応パイロットと背負いをやってるっていうのは多分3社、PWR3社の共通認識だと思いますので先行の審査会合とかは多分見ていただいていると思うんですけど、
0:40:31	具体的には1048回の5月17日の審査会合の、
0:40:37	資料1の一井ですね。
0:40:40	要は、保安水準を適用する、要は
0:40:43	消防法施行規則通りおけない火災防護審査基準通りに置けない場所の具体的な設計について一応この資料で説明を先行で受けてますと。
0:40:54	でよければその一番下の表、
0:40:59	3ページで言うと4ページ目のところの表の一番下のところに、
0:41:04	年、
0:41:06	取り用水ピットエリアとか復水ピットエリアの大井のお話ですけど一応書かれてますのでそこをちょっと読んで欲しいんですけど、
0:41:15	そっちの時には、別には下限があるかないか、今回だとまさに説明された証明とかですね、そういうものがあるかないかって言うのは全く言及してなくて、
0:41:26	要は火災の発生は、持ち込みとかも含めて想定し得るよねと。
0:41:31	だからこそ今回基準改正があったものだと思うんですよ。そもそも基準改正前の8ヶ月とか、守るべき設備をねらって置いてたものを網羅性を求めたというところでそこは事業者としての受けとめが変わったっていう話はもう委員会資料とかでも出ていると思うんですけど、
0:41:45	なので別に発生元の有無によってオクオカないが変わるっていうことはまずないと思ってるんですけどそこが認識が違うのであればちゃんと説明をしてくださいと。
0:41:54	その上で大飯のときにはどういう説明を受けているかという、
0:41:59	あくまで火災の発生を想定したとしても、
0:42:03	結局ピット内ピットエリアってほとんどが水で満たされてるエリアですので、そもそも火災ってそんなに継続しませんよねと。
0:42:11	そうしたときに、まず、火災区画内の状況で言うと、守るべき設備防護上重要な機器っていうのが水に満たされている状況なので、火災影響受けないことは明確ですねと。
0:42:23	あと、他の火災区画への影響っていう観点でいうと、そもそも水で満たされているのでそんなに火災が継続しないので、他の火災区画の防護上の危険の影響というところも特段懸念はされませんねと。
0:42:37	いう二つの観点から、特段の措置を講じなくても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:41	火災感知器を置かなくてもこのピットエリアについては十分ですという説明を受けたものと認識しています。
0:42:48	なので今の話と違う話を説明しようとしてるんであればそうやって明確にちゃんと書いて欲しいですし、同じ話であれば同じですということもちゃんと明確に書いて欲しいですし、ちょっとまず、どういうことを説明したいのかちょっと整理した上で、次回以降また説明いただいていた方がいいですか。
0:43:06	一周電力の後藤です。了解いたしました説明の方針についてまずはしっかりと大飯 3453 と、方針が異なるのかどうかということをお示した上で、議論させていただき、ご確認いただけるように説明したいと思えます。以上です。
0:43:22	規制庁西内ですけど別に大井と異なるかどうかまでは別にそちらが言及する必要はなくて、
0:43:29	そちらがあくまでパイロットって参考にしてるのであれば、それに照らして、同じであれば同じ文章で説明してもらえばこちらもわかりますし、違うんであれば違う文章で説明すればわかりますしっていただけですね。
0:43:40	そちらが違う違わないってところまで明確に言及いただく必要は特にはないです。
0:43:46	九州電力後藤です失礼しました。了解いたしました。
0:43:50	で、その上で、
0:43:53	タンクが、
0:43:55	金属材料なので、影響受けませんっていう話があったと思うんですけど。
0:44:02	その具体的な状況も、多分今の話に照らして言えばしっかり確認する必要がまずあるとあっていて、
0:44:08	ちょっとこのタンクの実物がちょっとよくわからないので、そこら辺もちゃんとわかるように説明して欲しいんですけど、要は
0:44:15	弁的なものはそもそもタンクにはついてない、単純なドンガラの容器って思えばいいんですかねとか、
0:44:22	あとはどのぐらいの容器だとして、
0:44:25	そもそもずっと思えたら、
0:44:28	動いても大丈夫なんでしたっけ。
0:44:30	要はあの辺の構造が変形したりとかそういうこともないんですでしたっけよ、そういう構造的に弱い部分もないんですでしたっけとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:37	そういうような話も含めてちょっとその、
0:44:40	火災の影響を受けても大丈夫なんですっていうことはちゃんと説明をして欲しいなと思います。そういうラインで説明をするのであればですけど、
0:44:48	お願いしてもいいですかね。
0:44:51	九州電力の小宮です。使用済み樹脂貯蔵タンクの説明につきましては、ちょっと現場の状況を踏まえて、含めて
0:45:02	説明させていただきます。以上です。
0:45:07	流れている。
0:45:09	規制庁西内ですけど。はい。で、そういう意味で言うと、使用済み樹脂貯蔵タンク室だけの話じゃなくてですねこれ。
0:45:16	置かないって言っているエリア全体的にそもそもの部屋の状況、あとは防護すべき設備があるかないか。
0:45:24	その防護すべき設備があるんであればそれがどういうものなのか。
0:45:28	どういう躯体なのか、どういう構造をしているのか。
0:45:31	そこら辺の情報が多分ないと、何も我々わからないのでそこら辺は充実次回以降でまた充実をいただければと思います。
0:45:38	例えば玄海 34 だと、これ以外にも、例えば水張ってるエリアとかだとあれですよ燃取汚水ピットエリアとかそういう復水ピットエリアとかそういうものもありますよね。
0:45:47	そういうところがしっかり審査資料でまず確認できるような状況にして欲しいと思います。
0:45:52	九州電力小宮です。火災感知器を設置しないエリアとして、現場の情報を含め、再度整理してご説明させていただきます。以上です。
0:46:09	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:46:12	あとちょっとあわせて全体通してなんですけど、
0:46:16	江藤菅概要パワポ資料 1 の一井資料 1 から資料書いてないんですいません概要%安保の
0:46:25	4 ページ名で、
0:46:28	各エリアの分類をここで書いてもらっていてですね。
0:46:33	で、
0:46:34	ちょっとここは若干先行との比較で確認をさせていただきたいんですけど、
0:46:39	センコーの大井だと、
0:46:41	この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:42	十分な保安水準を適用するっていう場所として、
0:46:48	水蒸気が多量に滞留するエリアというものを挙げていて、
0:46:53	具体的にはシャワー室とかでしたけど、
0:46:56	そういったものはまず九州電力の発電所内においては特段該当がないという理解でいいのか、確か該当はあるんだけど、何か別の設計をしようとしているのか、どういう状況でしたっけという確認をしたいんですけど。
0:47:11	九州電力の五島です。当社仙台市に玄海 34 の場合、
0:47:18	浅井区域区画内に含まれるシャワー室として、フォトシャワー室がござ
	います。で、通常作業されたかた等が大量に水を使うようなコールドシャ
	ワー室っていうのは火災区域区画外にございますので、
0:47:34	今回火災バックフィットの対象として設計しておりますのはホットシャ
	ワー室のみになります。
0:47:39	当社としてはほんとシャワー室については使用の機械であったり、時間
	であったり、一斉に使う水の量と限定的になっておりますので、多量の
	水蒸気が大量滞留するような場所とは、今のところ考えていないので、
0:47:53	一般エリアとして設計する中に埋めております。
0:47:57	以上になります。
0:48:00	規制庁西内です。了解しました。ちょっと先行では環境条件として具体
	にピックアップしてるという部分もあるので、よければ概要パワポでも審
	査資料でもいいんですけど、要は、
0:48:11	一般エリアの中にそういった設備が、そういった部屋があって、それはこ
	ういう理由で一般なんですっていうことがちょっとわかるように補足いた
	だいてもいいですか。
0:48:22	九州電力の後藤です。了解いたしました。補足説明資料の中で、そうい
	った旨分かるように記載いたします。
0:48:29	はい規制庁西内ですよろしく願いますというのが 1 点とあともう 1 点
	これはちょっと全体にわたるんですけど、
0:48:40	今回今大塚から話をしたような九州電力特有の部分主に確認をしまし
	たけど、逆に言うと大井でまさに直近の審査会合とかでも話をしたよう
	なCvのオペフロの設計なんですけど、
0:48:55	仙台のちょっと審査資料で話をすると、投資の
0:49:04	すみません右下 107 ページですかね。
0:49:10	失礼しました右下 108 ページですね仙台の方の補足説明資料だと。
0:49:16	見れますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:21	中電力小宮です。資料を開きましたよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。この括弧Bの、
0:49:28	十分な保安水準を確保した設計の概要のイ、設置方法の部分ですけど、
0:49:35	ここの部分が、おそらく
0:49:38	補正申請して、この審査資料を提出いただいたのは6月17日ですけどそのあとに大井の方で審査会合をやってるので、多分その話が十分反映はされてないのかなと思うところなので、
0:49:50	ちょっと必要であれば直して欲しいっていう趣旨なんですけど。
0:49:53	要は、大飯の審査会合のときには、まず、火災の、
0:49:59	現象っていうものをとらまえて、
0:50:01	まず感知器設計をするんじゃないんですかと。
0:50:05	で、その上で、
0:50:07	原子炉をとらまえて、オク置ける場所では感知可能な場所っていうのがまず見えた上で、例えばその保守性とかそういう話で何かメリデメがあるのであればそういうのも考慮してやるんですよっていう流れを説明を受けて、
0:50:22	一応、そういった説明を受けてるところです。
0:50:26	そうすると、この話っていうのがそれ、
0:50:29	ていう話が九州電力としてそういう話を踏まえた上でこれを書いているのかっていうと多分そういう状況ではないと思うので、
0:50:35	ちょっとここの設置方法の部分は、まずCvオペフロについてはこういうそういう話をちゃんと反映した上で更新する必要があるのであればちょっとまず更新をして欲しい。
0:50:45	というのが一つ。あとは、Cvオペフロだけでなくこれ多分全体にわたるんですけど、
0:50:51	具体的な設置方法として設置している場所が具体的にわかるようにして欲しい。
0:50:57	これ補足説明資料上でのお願いですけど。
0:51:02	要はこの文章上で見てもちょっと具体的な設置場所ってわからないんですよ。それがちょっとわかるように審査資料上はどこかにわかるように明記をしておいて欲しい。例えばエレベーションだとか設置個数だとかそういった情報ですね。
0:51:16	等という大きく2点、全般にわたる話ですけどよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:22	九州電力の後藤です。衛藤俊 108 ページの、に關しまして衛藤大井さん 4 号機の炉で議論された内容、
0:51:31	を踏まえて当社で検討すべきところがあれば記載変更する旨記載変更した上でご説明する旨、了解いたしましたと、補足説明資料のない中において具体的に設置している場所がわかるように、いえる個数等を踏まえて、
0:51:45	ご説明できる資料となるように修正いたします。
0:51:49	以上です。
0:51:51	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:51:56	はい。衛藤。私からも以上で衛藤。
0:52:00	あとは全体通して規制庁側本城側から何かありますか追加で確認しておきたいこと。
0:52:06	よろしいですか。
0:52:07	ありがとうございます。はい。斎藤室長お願いします。
0:52:11	すいません。ちょっと今日の資料の資料一位の今 4 ページの話あったんですけど、
0:52:22	その前の三瓶Gのところ、ちょっと、
0:52:27	読んでてわからなかったのでご確認させていただきたいんですけども、
0:52:32	3 ページのところで矢羽根が二つあって上の、
0:52:38	火災防護審査基準による設計っていうふうに書いてあって、右側のところに青で囲ってあるところと緑で囲ってあるところとあるんですけども、
0:52:52	青の部分はともかくとして、緑の部分がー
0:52:58	なんか消防法施行規則の適用を受けないから云々って書いてあるんですけども、
0:53:03	私の理解としては、ここに書いてある左側の①の部分については、選定してそれぞれ異なる方式で設置してくださいって書いてあるだけで、
0:53:16	②番の部分については、
0:53:19	アンチキーについては、施行規則に従って、感知器と同等のものについては、
0:53:26	感度試験を満たすような、つけ方をしてくださいと。
0:53:32	しか書いてないんで、今ここで右側で書いてあることっていうのは、要は感度試験が保てるようにつけてるっていうふうに言うのであれば、②番のところも網羅してるように見えるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:44	私の理解が違っているのかどうかということをちょっと教えてください。
0:53:52	九州電力の後藤です。衛藤。
0:53:56	丸新野中出衛藤感度試験に関しましては補足説明資料等でも、その感度を有していることをご説明しておりますときこ個々の機器として、感知器と同等の
0:54:10	アンドウを持っていることは当社でもご説明しておりますが、消防法施行規則、
0:54:18	の23条4項と同じ網羅性を持った設計となっております、建屋外の感知区域についてはそういった網羅性を持った設計というところにはなっていないので、今の緑の枠のような記載としてございます。
0:54:34	衛藤御説明になっておりましたでしょうか。
0:54:37	多分前にどっかで九州電力等をお話しさせていただいたときに1回指摘したと思うんですけど。
0:54:44	①番の部分は、選定基本的には感知器を選定する話で、②番のところについては、設置方法について書いてあるんですよ。
0:54:56	そこを何か誤解されてませんか。同等品というのは、感度があればそれでいいって話じゃないんですよ。
0:55:02	か、同等品は、
0:55:05	基本的には感度があるのと合わせて他に繰り返したり、いろんな環境条件とかそういったもので確実に動くとかですねそうしたことも含めて同等品なのであって、
0:55:18	ここに②番に書いてある感度の部分はこれはそういう感度が出るように設置してくださいとしか書いてないんで、そこを何かちょっと誤解されてるんじゃないのかなと思ってご質問させていただいたんですけども、もう一度この、
0:55:35	①番と②番何が書いてあるのかということについてちょっともう一度ご確認いただいてからそれからいろいろな資料の修正をされた方がいいのかなというふうに思うんです。私はですね、
0:55:47	真ん中のところに感知器の選定とか、異なる方式であるとか誤作動の防止とか、いうふうに書いてあってその下に感知器の設置方法というふうに書いてあるんで、
0:55:57	きちっとご理解いただいているのかなと思った上でただの書き間違いだと思ってご質問させていただいたんですけども、何か今のご説明を聞いてると、②番の感度の部分をもって同等品の説明をしているように聞こえたのでそれはやっぱり違うなと思って。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:12	ご指摘させていただいたんですけれども、そ令和今の私のご説明はご理解いただけましたでしょう。
0:56:22	九州電力の後藤です。衛藤ト一ホーの説明の中で少し、私が誤解をしている点が1点もしかしたらご指摘いただいてるかと思うんです。すいません今ちょっと、
0:56:35	お話いただいた中で、ちょっと頭を整理できておりませんで、もう一度この基準、
0:56:42	読み返して、きちっと理解した上で、必要に応じてちょっと文章等を修正させていただきたいと思います。
0:56:51	ありがとうございます。
0:56:52	その時にですね、加西市の齋藤です。その時にですね、2.2. 一井のですね(1)の①②を書いて今いただいているんですけれども、
0:57:04	それと併せてですね 2.2. 1 のですね本文のところもきちっと読んでいただきたいんですよ。
0:57:10	ここの火災の感知消火の目的はですね安全機能を有する構築物系統機器に対する火災の影響を限定するために、とか、火災の感知消火を行える設計であることと、
0:57:24	いうふうに書いてありますんでその部分とあわせてですね、資料の修正等をお願いできればと思いますが、あと、私も申し上げてることをご理解いただけましたでしょうか。
0:57:35	九州電力の後藤です。2 ポツ 2 ポツ 1 の本文についても、
0:57:41	上期理解した上で、失礼。文章等の修正を行います。ありがとうございます。
0:57:48	よろしくお願いいたします。確認のほどよろしくお願いいたします加西市の齋藤です。ちょっと細かいところをですねちょっと2点ほど、あとお伺いしたいと思ってます。
0:57:58	今回提出していただいた資料 3、玄海のですね補足資料の方をですねちょっと見ていただきたいんですけれども、
0:58:11	玄海資料 3 の玄海補足説明資料と書かれた資料の、
0:58:20	80、
0:58:22	1 ページかな。81 ページ、2.1、火災感知器の選定及び誤作動防止の方策についてですね、ちょっとご確認させていただきたいんですけれどもそのページ、開いていただいたでしょうか。
0:58:37	九州電力の後藤です。開きました。よろしくお願いいたします。
0:58:41	ここに書いてある、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:43	内容で、一段落目のところですね、産業名以降のところ、アナログ式の煙感知器もしくはアナログ式の熱感知器または、
0:58:56	非アナログ式の炎感知器、
0:59:00	を基本っていうふうに書いてあるんですけども、
0:59:03	これは優先順位としては何が優先で、何が、その時点になるというような、順位づけがされてる説明なのか。
0:59:12	それとも、ただ単にもしくはとかまたはとかの使い方、
0:59:19	要はこれは並列なんですということを申し上げておっしゃっているのか、どちらなのかちょっと教えていただいてもよろしいですか。
0:59:28	九州電力の後藤です。この記載に関しましては、もしくはまたはを使って記載しておりますが、一応記載している内容としては、並列した
0:59:38	位置付けとして記載をしております。ただ、設計としましては、8メートル未満のエリアに関しては、アナウン式の煙と熱を優先的に組み合わせで設置する設計としております。
0:59:52	以上です。
0:59:57	加西市の齋藤です。ということは、この部分または、もしくはというところが抜けて、
1:00:05	アナログ式の煙感知器ポツアナログ式の熱感知器またはってそういう意味なん。
1:00:11	ですという意味と理解すればよろしいのでしょうか。
1:00:17	九州電力の後藤です。ご認識の通りで、問題ないです。
1:00:22	承知いたしました。まずこの部分が1ヶ所確認したかったということと、あとすいません、同じ資料のですね、ちょっと戻っていただいて、
1:00:32	ちょっと同等品能説明のところについてですねちょっとご確認させていただきたいところがあります49ページを開いていただいてもよろしいでしょうか。
1:00:47	九州電力小宮です。資料開けましたのでよろしくお願ひします。はい。
1:00:52	48ページから、3番として非アナログ式の防爆型法の感知器のご説明をいただいていると思っています。で、
1:01:02	49ページの(2)番の障防法の検定についてどういうふうに書いてあって、ここには消防法に定められた検定品ではないがというふうに書いてあるんですけども、
1:01:14	検定品であればですね、普通は第三者がですねきちっと性能を評価して、性能保証するという形になっているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:24	今回のこの部分については、どう、結局同等品というふうに言ってるので、要はアナログ式の防爆型の歩道の感知装置だと思うんですけども、この部分についての、
1:01:36	の性能に性能の保証についてですね、どのようになっているのか、後ろの方の資料にちょっと記載が見当たらなかったのも、もしそれが記載されているのであればどこに施設記載されているのか、もしそうでないのであれば、
1:01:52	この部分の性能はどのように、
1:01:57	評価して、同等品というふうに、
1:02:01	おっしゃっておっしゃるという形になっているのかちょっとその辺の話を教えていただいてもよろしいでしょうか。
1:02:08	九州電力の冒頭でございますこちらの防爆型の炎感知器同等の機能を有する機器として挙げておまして今おっしゃっていただいた性能の保証に関するところの説明については、今、この補足説明資料中に、
1:02:22	記載できてございません。少し口頭でこれからご説明するというのも少し、まだ整理ができておらず難しいですので、今後資料に落とした上でご説明したいと思っておりますがよろしいでしょうか。
1:02:36	承知しましたよろしく願いいたします。私からは以上です。
1:02:45	はい、規制庁西内です。衛藤小沢さん山下さん、何かありますでしょうか全体通して。
1:02:54	加西市でましてちょっと私も細かいところなんですけどよろしいでしょうか。はい、どうぞ。
1:03:02	資料 2 をお願いしたいんですけども。
1:03:08	資料 259 ページお願いします。
1:03:20	九州電力小宮ですし開きましたよろしく願いいたします。
1:03:25	はい。ありがとうございます 159 ページの、
1:03:29	消防法適合確認に係る判例っていうところの、
1:03:33	一番下のBなんですけれども、
1:03:36	吹田岸口の話で、
1:03:39	吹き出し口と鉛直 1 メートル離れていれば 1.5 メートル以内で問題ないっていう。
1:03:45	ところで、これ熱感知キーに限定してるんですけどもこれは熱だけっていうことでよろしいでしょうか。
1:03:58	九州電力の後藤です。熱感知器を対象としたものになってございます。
1:04:04	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	わかりました。
1:04:08	ちょっとパッと見てて同じ資料のですね。
1:04:11	183 ページ。
1:04:19	23 ページ。
1:04:30	53 ページの、
1:04:33	左上の方の直流電源盤(3)。
1:04:37	系統名、
1:04:38	ていうか、書いてあるところあたりのちょっと右側の右へと緑色の丸ですね。
1:04:46	その中に煙もあるのかなあと思ったんですこれは、
1:04:50	どうなんでしょうか。
1:04:52	九州電力の後藤でございますご指摘の通り、記載に記載なのか私の理解にどちらか誤りがあるので、すみません、少し
1:05:07	状況を確認した後、ご説明させていただきます。申し訳ありません。
1:05:14	承知しました。別に別に限定しなくてもいいとは思ってるので設計全体的に見ていただいて確認いただければなと思います。よろしくお願ひします。
1:05:27	九州電力後藤です了解いたしました。ありがとうございます。
1:05:32	それとすみません、ヤマシタですけれども一つだけ事実確認で教えていただきたいんですけれども、
1:05:42	資料 2 でいうと、70 ページ。
1:05:46	お願いできますか。
1:05:50	九州電力のゴトウです 70 ページ開きましたよろしくお願ひします。
1:05:55	はい。
1:05:57	品質管理のところ、
1:06:01	消防設備士なんかの確認を受けて、
1:06:04	着工届を消防署に提出して、
1:06:07	消防の検査を受けるっていうふうになってるかと思うんですけれども、
1:06:12	炉規法、
1:06:14	エセ普及に 2 種類目の感知器というか障防法では、義務ではない感知器についても、検査を受けられるっていうことでよろしいですか。
1:06:23	九州電力の後藤です。そのご認識で間違いありません。
1:06:28	以上です。
1:06:29	ありがとうございます。これは九州、玄海川内、どちらもっていうことですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:35	九州電力後藤です川内玄海どちらのプラントにおいても、そのような対応をいたします。
1:06:42	失礼しました。ありがとうございます。私からは以上です。
1:06:48	はい規制庁西内です。
1:06:50	そうしましたらこれで規制庁側からの確認、今日の時点での確認事項は以上になりますので、
1:06:57	今日やりとりをして次回以降、資料反映したり別途回答するものについて共通認識が取れてるか確認をしたいんですけど。
1:07:06	九州電力の方から今日の確認事項等を読み上げていただくかもしくは画面共有してその上で読み上げていただくか、お願いしてもいいですか。
1:07:18	九州電力の後藤です。これから画面共有をさせていただきたいと思えますので、少々お待ちください。
1:07:39	もしも。九州電力の星子ですけれども、今、画面を共有しておりますけど、見えていますでしょうか。規制庁ニシウチです確認できてます。恐縮ですけど一つずつ読み上げていただく形でお願いしてもいいですか。一旦全部通して読み上げていただいて何かあれば都度、都度で最後にまとめて確認させていただきます。
1:08:01	承知いたしました。はい。ではまず、全部読み上げさせていただきます。あと今回の確認事項で
1:08:08	まず最初に基本設計方針の確認についてということで次回リングまでに感知器の設置から設計について
1:08:17	までのフローについてフロードームについて作成してください。フロー図を作成してください。なお観点としては下記の五つの観点、
1:08:26	について感知方式と種類を表にまとめて表すことということで観点としては、煙ネツコムから二つの感知器を選定する際にどのような組み合わせを行うのか。
1:08:39	2として基本となる三種類アナログ式の煙熱アナログし、アナログでないものと、光ファイバーケーブルが、
1:08:48	4とあるが基本となる感知器を優先するのか。
1:08:51	負担としてアナログと非アナログ式ではどちらを優先するのか。
1:08:55	4、感知器を選定する内に検定品と、その同等品はどちらを優先するのか。
1:09:02	5、基本設計方針のBのポツの2から2において消防施行規則を準拠するものとせ、消防施行規則によらないものはどちらを優先するのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:12	これらを踏まえて年表を作成すること。
1:09:15	続いて基本設計方針の確認についてもれなく関知するというふうな記載があるんですが、どのような感じを持っているかということで、
1:09:24	回答としては必要な機能を損なわないように漏れなく感知するようにことをしていますが、その十分にコア、
1:09:32	十分な保安水準の観点における火災感知器の考え方及び、保安水準への記載については持ち帰り検討させていただきます。
1:09:42	続いて十分な保安水準。
1:09:44	そして感知器を設置しないエリアについても記載しているが、その定義として昔火災の感知という言葉は適切なのか合っているのかということで殊十分な保安水準における火災の感知という言葉、明確になるよう、検討いたします。
1:10:01	保安水準という言葉は規制側が用いる用語になりますので申請書に置き、記載されている、十分な保安水準の定義を別の文言記載にできないかという、
1:10:14	ことでそれも持ちか、検討いたします。
1:10:19	続いて
1:10:22	脱塩塔エリアについてSRCのことを聞かれておりましたが火災防護対象。
1:10:29	他の脱塩等において火災防護対象となっているところがあると思うが、SRStとその脱塩塔の違いについては何か、
1:10:38	また放射性的の閉じ込め機能における火災防護上の重要な機器の選定についても説明すること。
1:10:44	についてこれについて、発電等と課題防護上重要な機器の選定の考え方を整理して後日回答いたします。
1:10:54	続いて使用済み燃料ピットエリアの感知区画はどこまでを対象としているのか、通路等は換地区域に含まれるのかという質問を置きまして、換地区域としては受
1:11:04	使用済み編、燃料ピットの周辺部の境界のところを考えておりますので、
1:11:10	その感知区画の範囲について今後審査資料の中で図示します。
1:11:15	次、続いて放射性物質を内包したタンクからの漏えい物は可燃物とならず床ドレンに回収されるのか、また、その漏えい物というのは、どのような処理系統になっているのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:27	その質問に対して新規制基準の時にそのような記載になっておりますのでちょっと改めて新規制時の資料を確認させていただいて、次回の
1:11:36	ヒアリング時に審査資料として、回答させてください。
1:11:40	また、続いて放射性物質を内包したタンクがもし破損した場合、液体が揮発して放射性物質を拡散する恐れはないのか。
1:11:49	回答といたしまして換気空調感知器いる換気空調系でその放射性物質の拡散というのを感知できるような設計になっているので、
1:11:58	社内に定まっている規定において対応します。
1:12:01	のでえっと感知の恐れはありません。そのフローにおいても審査資料に反映して回答いたします。
1:12:07	続きまして火災の発生元の有無で
1:12:11	世良栄太
1:12:13	SRSタンク、使用済み燃料タンク室のところで、火災の発生は発生元の感知の有無で当選を判断するものではないため、守るべき対象が火災が起きても損傷しないことをまた過怠が継続しないことについて説明。
1:12:29	すべきではないのかまた、火災の影響がないことを説明する場合は、タンクの設置状況や構造現場の状況を含めて説明すること。
1:12:37	でしたのでその件に関してはセンコーとの違いや現場の状況を踏まえて、次回審査資料にて説明いたします。
1:12:47	1000、
1:12:48	先行で先行の方のプラントで
1:12:53	対象となっていたシャワー室はどことなるのかということで火災防護上、
1:12:58	対象となるシャワー室はホットシャワー室前なり弊社におきましては葛西君。
1:13:03	スイッチの対象外となる区域なので対象としておりません。
1:13:08	火災時にあるシャワー指数は逆でした。
1:13:14	ちょっとこれは逆でした。
1:13:20	すいません。
1:13:25	ここが本区でした。ホットシャワー室なり対象外で、今後審査資料の中で、一般エリアにあるシャワー室、
1:13:35	ファイアについて者は、その対象となるシャワー室が入ることを説明いたします。
1:13:39	あと、また、郷委員。
1:13:42	今回大井の審査会合を踏まえて全体と108ページに記載している内容を修正する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	修正し、具体的な感知器が、
1:13:52	の設置状況がわかるような、資料を記載、資料の拡充を行います。
1:13:59	また介護、介護用パワーポイントの3ページにポツ2ポツ、(1)、1の(1)の②の管理機能についてこちら設置方法、
1:14:08	武井を今、指摘しているわけではないため、そこについて再度どのように解釈しているかを説明すること。
1:14:16	ということでこれも今後、再度確認して説明したいと思います。
1:14:23	アナログ、防爆式の煙感知器について同投票金として評価した理由について説明していただきたいということで、あとは同等品、
1:14:33	そしてどのような観点で、
1:14:36	補償しているのか、説明資料にて記載します。
1:14:40	仙台補足の資料2におきます川内補足のP158、9ページで吹き出しを
1:14:48	について1.5メートル以上離すのは熱だけを対象としているのか、183においては煙が対象となっているように見えますので、いるというコメントで、ちょっとこれも、
1:15:00	記載状況、現場状況等を確認して後日回答いたします。
1:15:06	100、また資料2、川内補足のP70ページに置いている共助の要求で、
1:15:13	ここはすいませんもう、
1:15:16	回答した内容になりますのでここは対象。
1:15:20	外でした。すみません。
1:15:22	一応今回受けた確認項目と次回回答する内容は以上となりますが、
1:15:30	このような認識で問題ないでしょうか。
1:15:37	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
1:15:43	衛藤規制庁ニシウチです。衛藤。
1:15:48	確認いただいた後読み上げていただいた中って、
1:15:54	2.2.1の(1)の丸2の話の部分なんですけど、ここはあくまで設置方法だけを示しているという理解をしているので共通認識であればそこ直してもらって、
1:16:04	あわせて全体の資料を修正する際にそういった趣旨も含めて直してもらえればいいのかと思いますのでその部分だけお願いをします。
1:16:13	で、これ以外は基本的に規制庁側よろしいですかね。確認事項。
1:16:18	はい。
1:16:19	最後スケジュール感ですけども、
1:16:24	今日のお話を踏まえて、基本的には全部直したものを一度提出いただくというのが基本かなと思いますけど、そうしたときにどれぐらいのスケ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ジュール感になるのか、もしくは場合によってはちょっと優先度をつけて対応してもいいのかなと思いますけど。
1:16:40	そこら辺でちょっと九州電力としてどう進めたいか何かあればお願いします。
1:16:48	九州電力星子です。少々お待ちください。
1:17:31	九州電力の後藤ですすみませんお待たせいたしました。本日いただいたご指摘等の分類というか、
1:17:40	分類を考えますと衛藤、近江園木。
1:17:45	全体的なところにかかる保安水準の定義だったりそういった全体的なところに関わる件と、当間SRStだったり脱塩塔だったり小部通の、火災感知器の設計に関わるところと大きく二つに、
1:17:59	二分べき訳が分けられるかなというふうに思っております、その全体的なファン水準等のご説明について、
1:18:10	わあ、資料提出につきましては来週いっぱいぐらいかかるかなと思っておりますそのあとの小部通なところの事実確認した後のご説明についても合わせますと、ちょっと7月末、
1:18:26	幾らになるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。
1:18:33	規制庁西内です。承知しました。今後の具体的な審査会合とかまたいずれ実施させていただくと思うんですけど具体的なスケジュールはまた改めて事務的に調整をさせていただきます。作業のスケジュール化のめどは了解しました。
1:18:49	最後、全体通してですけども、規制庁側オク調査か何かありますか。はい。規制庁の奥でございます。いろいろ細かい指摘事項もございました。
1:19:00	火災感知器の件につきましては多いという先行案件もございますけれども、こちらの川内の玄海ならではの環境課内エリア等を異なる部分もあるかと思えます。
1:19:11	こういった部分についてはしっかり防護、守るべきものが守れているということが確認できるように確認を進めさせていただければと思いますので引き続きよろしく申し上げます。以上です。
1:19:23	九州電力後藤でございます。
1:19:26	了解いたしました。よろしく願いいたします。以上です。
1:19:31	はい。規制庁西内です後は笠井室から何かよろしいですか全体通してありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:19:39	赤沢医師の齋藤です。私からは先ほど申し上げた通りかさ感知器を設置する、そもそも目的等についてですねもう一度確認いただいた上で資料修正されると
1:19:55	意識合わせてきちっとさうまくいくかと思っておりますので、そうしたところについてもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
1:20:03	九州電力の後藤です。火災感知器の設置目的というところを、十分確認した後、資料の推薦に入りたいと思ひます。ありがとうございます。以上です。
1:20:16	はい。規制庁西内ですそしたらあと九州電力から全体通して何かありますか。
1:20:24	九州電力の後藤です。九州電力からは特段ございません。
1:20:29	以上です。はい。規制庁西内です了解しましたそれでは今日のヒアリングはここで終了にしたいと思ひますありがとうございます。
1:20:38	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。